

入札説明書類に関する質問書についての回答書（3回目）

平成24年12月13日

1 / 3

No.	書類名	頁	項目	質問等	回答
1	発注仕様書	1	第1章 第1節 1	12月4日の回答書No. 1で仮設運転時の放流水質はBOD、SS、大腸菌群数の記載がありますが色度の記載がありません。色度の規制値はないとの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりとします。
2	発注仕様書	5	第1章, 第2節, 5. 11)	質問回答書（2回目）No. 16において、水質試験室を移設する場合に現在行っている分析項目を分析できる設備を設置するとの回答がありましたが、具体的な分析項目と分析方法（JISや下水道試験法など）についてご教示ください。	以下のとおりです。 pH：ガラス電極測定 SS：昭和46年環境庁告示第59号付表9 COD：JIS-K-0102-17 アンモニア性窒素：イオン電極測定 硝酸性窒素：イオン電極測定 色度：色度計測定
3	発注仕様書	5	第1章 第2節 5. 1)	管理棟の撤去が先行する場合は再確認です。12月4日の回答書No. 16で既設と同様の管理が行える設備とするとの記載がありません。既設には浴室がありますが、シャワー程度の代替設備で宜しいでしょうか。また、宿直室は必要でしょうか。	浴室についてはお見込みのとおりとします。また、宿直室を設置してください。
4	発注仕様書	8	第1章, 第4節, 3. 既設の仮設期間中 の運転指導	仮設の運転時間についてご指定があるでしょうか。ご教示ください。	発注仕様書第2章 第2節に示す運転時間を基本とします。
5	発注仕様書	9	第1章 第4節 4. 経費分担 貴回答書No. 29	工期中のユーティリティに関しては、既設部分は組合殿、それ以外は受注者の負担との御回答ですが、電気基本料金についても使用量に応じ按分するものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりとします。
6	発注仕様書	9	第1章 第4節 4. 経費分担	12月4日の回答書No. 29, 30で既設部分以外のユーティリティは受注者負担との記載がありますが以下確認です。 1) 管理棟撤去が先行した場合、仮設管理棟の電気、水道代等も受注者負担となりますか。 2) 前処理、脱水機を仮設で設置する場合の電気代、薬品代（凝集剤）等も受注者の負担となりますか。また、この時破碎機、汚泥供給ポンプ等は既設をそのまま使用した場合の経費分はどのようになりますか。 3) 前処理、脱水機を既設を移設して使用する場合の経費も受注者負担となりますか。 4) 乾燥焼却炉室西側のアルカリ貯槽を仮設のため移設した場合、施設で使用する苛性ソーダ全てが受注者の負担となりますか。	1) 仮設管理棟の電気、水道代は組合が負担します。 2) 前処理、脱水機を仮設した場合については、工事費は受注者の負担とし、運転経費（電気代、薬品費等）は組合の負担とします。また、その場合に破碎機、汚泥供給ポンプ等を既設利用とした場合の当該機器分の運転経費についても組合負担とします。 3) 前処理、脱水機について、既設を移設する場合の工事費は受注者の負担とし、運転経費（電気代、薬品費等）は組合の負担とします。 4) 組合の負担とします。 なお、上記のように、仮設運転する機器の運転経費は組合負担としますが、通常の運転経費（電気代、薬品費等）より増える金額については、受注者の負担とします。詳細については契約後に受注者と組合で協議します。

No.	書類名	頁	項目	質問等	回答
7	発注仕様書	63	第3章, 第5節, 6. 製品等の搬出設備	沈砂・細砂、脱水し渣、助燃剤のそれぞれについて、搬出車両の積載量（トン数）をご教示ください。	施設完成後は全て10t車で一括搬出します。
8	発注仕様書	73	第4章 第1節 貴回答書No. 70	油入トランス及びコンデンサ、リアクトル関係の処分は、工事範囲に含むものとします。 この既設受変電設備における「トランス」「コンデンサ」「リアクトル」については、PCB使用機器でしょうか。	PCBを含む機器はないと考えますが、受注者が調査した結果、PCBを含む機器があった場合には、組合にて別途処理を行います。
9	発注仕様書	73	第4章 第1節 1. 受変電設備	「各変圧器容量計算書」「太陽光発電システム全体のシステム構成図」「コンデンサ容量計算書」等は実施設計時の提出と考えてよろしいでしょうか。	各変圧器容量計算書及びコンデンサ容量計算書等については、実施設計時に提出としますが、設定した容量は技術提案書に記載してください。また、太陽光発電システム全体のシステム構成図については技術提案時の提出とします。
10	発注仕様書	99	第5章 第2節 9. 既設の不要部分の解体・撤去	重油タンクについては休止措置が取られているものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりとします。
11	発注仕様書	78	第4章 第1節 7.6	12月4日の回答書No. 76に関して、自家発電装置の給電対象には脱臭設備の運転までは必要ないとの理解で宜しいですか。	高・中濃度臭気脱臭装置は給電対象とします。
12	発注仕様書			12月4日の回答書No. 133に関して、発注仕様書のWordもしくはExcel形式のデータがありましたら貸与願います。	データの貸与は行いません。
13	入札説明書	15	第4章, 3, 8), (4), ⑥, オ) 特定要求事項提案書	特定要求事項が i) ~ v) の5項目挙げられています。一方、『落札者決定基準』の5ページの審査項目の表において、「特定要求事項」の大項目は、施設計画に関する事項、プラント機能の安定化対策に関する事項、環境への配慮に関する事項、コスト管理計画に関する事項の4項目となっています。いづれかに統一して頂けないでしょうか。	入札説明書は誤記です。落札者決定基準に基づいて計画してください。

No.	書類名	頁	項目	質問等	回答
14	入札説明書 落札者決定 基準	13 5		12月4日の回答書No. 150において、仮設運転方法については、入札説明書及び落札者決定基準に記載がないため提出する必要がないとの理解で宜しいですか。	仮設運転方法については、入札説明書で示している工事施工計画中に当然示されるべき項目であると考えます。
15	その他		予定価格の公表	12月4日の回答書No. 136で公表は、平成25年6月頃の予定との記載がありましたが、予定価格によって技術提案書の内容に差がでる場合も予想されます。技術提案書提出前に公表をお願いします。	総合評価一般競争入札において、技術提案書提出前の予定価格の事前公表は適当でないと考えため、計画どおり平成25年6月頃の公表とします。
—	—	—	—	—	以上